

ヘリコプター 屋上緊急離着陸場等 設置指導基準

(同 設置指導基準細目)



大阪市消防局

平成19年5月10日
(令和3年4月1日 一部改正)

は じ め に

1 背景

近年、建築物の大規模化、多機能化に伴い、その防災対策も計画段階からより高度な配慮が必要になってきている。特に超高層建築物においては、火災時の窓ガラス等の落下物による活動障害や、はしご車の架梯限度をはるかに超える高さに地上と途絶した空間を有するなどの特有の事情があるため、消火・救助活動や避難に著しく支障が生じるケースも予想されるところである。

一方、昭和63年5月に発生した米国ロサンゼルス市「ファースト・インターステイトビル火災」において、屋上に避難した8名をヘリコプターにより救出した事案を契機として、昭和63年8月、全国消防長会会長から運輸、厚生及び建設大臣並びに消防庁長官に、消防航空活動の円滑な運用に係るヘリコプターの離着陸場所の確保について要望がなされ、また、平成元年3月の消防審議会においても同様の答申が行われた。

さらに、平成2年1月に建設省、同年2月に消防庁からそれぞれ、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場の設置の推進について通知が出されるに至った。

これを受け、当局においては、本市計画局との協議の結果、「大規模建築物の建設計画の事前協議制度」の協議事項にこれを加えることとし、平成2年11月に「ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置指導基準を定め、設置推進を開始するとともに、さらにその効果的運用を目的として、平成3年4月には「航空救助隊」を発足させ、大阪市における航空救助体制の一層の充実強化を図っているところである。

2 効用

高層建築物の屋上にヘリコプターが離着陸等できることは、災害時に次のような活動を可能にするとされている。

(1) 消防活動上のアクセスの多様化

火災建築物に消防隊が屋上からアクセスすることにより、検索・救助等の消防活動がより有利に展開できる。また避難階段に充満している煙や熱気を屋上の扉を開放することにより外部に排出するといった戦術をとることも可能である。下階からのアクセスでは、避難階段や非常用エレベーターなどに手段が限定され、火災階より上階に進入することが困難なケースも予想される。このような時に上と下の両方からのアクセスが可能となることは消防活動をより幅広く展開する意味で大きなメリットがある。

(2) 屋上避難者に対する空からの救助活動展開

火災時に避難し遅れて屋上に逃げた人を空から救助することが可能である。

ただし、本設置指導基準は屋上への避難を防火安全の一つの方策として、積極的に推進することを意味するものではない。緊急離着陸場等が設置されたとしても、屋上避難はあくまでも万一の場合の手段であることを認識する必要がある。

(3) 高度医療施設の多面的活用

高度医療施設において空からの重篤患者の直接搬入や医師、緊急医療器具等の搬送のために活用することが可能である。

(4) 物資搬送等の手段の多様化

災害時の公共建築物への物資搬送等にヘリコプターを有効に活用することが可能である。

目 次

	ページ
1 目的	1
2 用語の定義	1
3 設置対象物及び設置区分	1
4 進入表面及び転移表面	2
5 緊急離着陸場の設置基準	3
6 緊急救助用スペースの設置基準	5
7 屋上出入口の構造等	5
8 排煙排出口の位置	6
9 非常用エレベーター	6
10 屋上緑化導入の場合の設置基準	6
11 維持管理	6
12 基準の特例	6
13 図書の提出	6
14 庶務	7
別図 1 緊急離着陸場	8
進入表面、転移表面の平面・断面・立体図	
別図 2 緊急救助用スペース	9
進入表面、転移表面の平面・断面・立体図	
別図 3 進入表面が直線にとれない場合	10
夜間視認処置を必要とする物件等	
別図 4 着陸帯標識等	11
別図 5 認識番号等	12
別図 6 待避標識等	13
第 1 号様式 設計届出書	14
第 2 号様式 設置届出書	15
第 3 号様式 届出事項変更届出書	16

別 添 「ヘリコプター屋上緊急離着陸場等設置指導基準細目」

ヘリコプター屋上緊急離着陸場等設置指導基準

1 目的

この基準は、「高層建築物等におけるヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置推進について」（平成2年2月6日消防消第20号等消防庁消防課長等通達）に基づき、航空法（昭和27年法律第231号）第81条の2の適用を受ける状況下で消防活動が有効かつ安全に行えるために、高層建築物等の屋上に設置する緊急離着陸場及びこれらに設置する建築物の屋上構造に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この基準の用語の定義は、消防法（昭和23年法律第186号）、消防法施行令（昭和36年政令第37号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、航空法（昭和27年法律第231号）及び航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）の例によるもののほか、次に掲げるところによる。

(1) 緊急離着陸場

災害活動に際し、航空法第79条で定めるヘリコプターの離着陸できる場所以外で消防機関等のヘリコプターが離着陸する場所

(2) ホバリング

ヘリコプターが救助や物資供給のため建築物上の一定の高さの空中で停止すること

(3) 緊急救助用スペース

ホバリングにより救助活動等を行えるような要件（障害物のないこと、広さ、必要な設備）を備えた建築物の屋上スペース

(4) 高度医療施設

救急医療対策事業実施要綱（昭和52年7月6日厚生省医発第692号）に定める救命救急センター及びこれらに準ずる医療機関

(5) 緊急用ヘリコプター

航空法第81条の2の適用を受ける状況下で消防活動を行うヘリコプター

3 設置対象物及び設置区分

ヘリコプターの着陸またはホバリングするために必要な進入表面及び転移表面が確保されている建築物にあっては、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める緊急離着陸場等を設置する。

- (1) 軒高45メートルを超え100メートル以下の建築物で、非常用エレベーターの設置を要するもの

緊急離着陸場 H 又は緊急救助用スペース R

- (2) 軒高100メートルを超える建築物で、非常用エレベーターの設置を要するもの

緊急離着陸場 H

- (3) 高度医療施設

緊急離着陸場 H

4 進入表面及び転移表面（別図1～3参照）

ヘリコプターが着陸またはホバリングするために必要な進入表面及び転移表面は次の各号に定めるものにすべて該当すること

- (1) 進入区域の長さを500メートル、幅を着陸帯から500メートル離れた地点で200メートルとした場合の進入表面が、原則として直線の2方向に設定すること

ただし、進入表面が直線の2方向に設定できない場合は、90度以上の間隔を設けて進入表面が設定できる。（別図3）

- (2) 進入表面の勾配は、緊急離着陸場を設置する場合は5分の1以下、緊急救助用スペースを設置する場合は3分の1以下とし、当該表面上に物件等が突出していないこと

- (3) 転移表面は、勾配を1分の1以下、高さを45メートルとし、当該表面上に物件等が突出していないこと

また、着陸帯及び緊急救助用スペースから10メートル以内の区域で、勾配2分の1の表面から突出した避雷針等の夜間視認が困難な物件は、低光度航空障害灯（燈火は、航空赤の不動光で、光源の中心を含む水平面下15度より上方のすべての方向から視認できるもの。光度は、10カンデラ以上）を設置すること。ただし、低光度航空障害灯を設置しがたい場合は、蛍光塗料を塗色する等、夜間視認処置を施すこと（別図3）

- (4) 緊急救助用スペースの設置について前(1)～(3)の規定によりがたい場合は、進入表面及び転移表面を最高5メートルまで垂直上方に移行できる。

5 緊急離着陸場の設置基準

緊急離着陸場は、次の各号に掲げる基準により設置するものとする。

(1) 着陸帯等

ア 着陸帯の長さ及び幅は、原則としてそれぞれ20メートル以上とすること。

イ 着陸帯には、黄色の蛍光塗料又は黄色のビーズ入りトラフィックペイントで着陸帯及び着陸区域の境界線、着陸帯標識 $\textcircled{\text{H}}$ 、最大荷重標識、認識番号を別図4・5に基づき表示すること。

なお、認識番号は緊急離着陸場本体の着工後に指定する。

ウ 緊急離着陸場の床面に必要な強度は、12トン以上(全備重量の2.25倍の荷重が短期的に掛かるもの)として設計すること

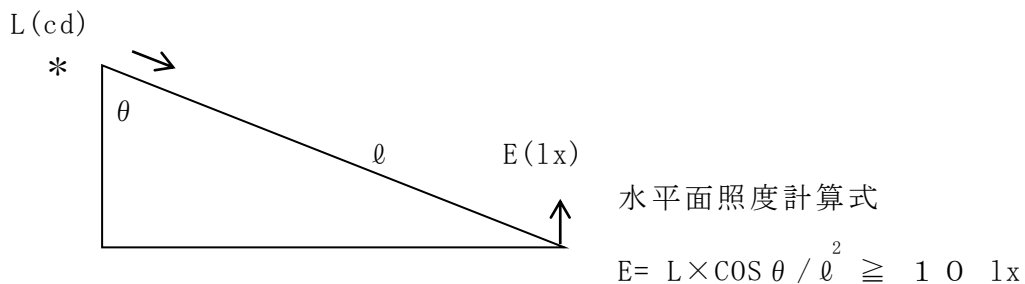
エ 床面の構造は、次によること

(ア) 床面の構造はプラットホーム式、通常床式又はグレーチング方式のいずれかとし、床面は滑り防止の措置を施すこと

(イ) 床面の最大縦横勾配は2パーセント以下とすること

(2) 夜間照明設備

ア 着陸帯の付近に進入表面及び転移表面に突出しない範囲で着陸区域照明灯(燈火は、航空可変白の不動光で、配光は、着陸区域の全面を照明し、照明された着陸区域の中心における水平面照度が10ルクス以上)を設置すること



イ 着陸区域の境界線の中心から外側1.5メートル以内に境界灯(燈火は、航空白又は黄の不動光で光源の中心を含む水平面から上方最小限30度までのすべての角度から見えるもの。光源は、10カンデラ以上)を等間隔に8個以上設けること。また、境界灯は原則として埋込型とすること

ウ 非常電源として連続4時間以上の電源供給が可能な自家発電設備を設置すること

エ 点灯方式は、防災センター等からの遠隔操作及び待避場所付近に設けた操作盤により、必要時に点灯でき、かつ防災センター等で点灯が確認できるものであること

オ 非常電源からの配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、耐火構造で造った主要構造部に埋設するか、または、これと同等以上の耐

火保護処置をとること。ただし、非常電源装置が屋上に設置されている場合は、耐火保護処置を必要としない。

(3) 脱落転落防止施設

緊急用ヘリコプターの脱落及び屋上避難者、消防隊員等の転落を防止するため、次の基準により脱落転落防止施設を設置すること

- ア 進入表面及び転移表面に突出しない構造であること
- イ 構造は、高さ40センチメートル以上の手すり壁、さく、若しくは金網又は長さ1メートル以上で勾配5分の1の傾斜床とすること

(4) 燃料流出防止施設（緊急離着陸場のみ）

緊急用ヘリコプターの搭載燃料が流出した場合、雨水排出口に流れ込まないように、次の基準により燃料流出防止施設を設置すること

- ア ためます、側溝等を利用する方法として、いずれの場合も1,000リットル以上の有効容量を確保できること
- イ ためます等が2ヶ所以上ある場合の貯油量計算は、その合計容量とすること

(5) 待避場所

屋上に緊急用ヘリコプターが接近した場合、屋上避難者等が待避するための場所を次により設けること

- ア 待避場所は、緊急離着陸場等の直近に設けること。ただし、緊急離着陸場等をプラットホーム式とした場合は、屋上部分とすることができる。
- イ 待避場所から緊急離着陸場等に至る部分に段差がある場合は、容易に接近できるよう階段等を設けること
- ウ 待避場所には、別図6に示す待避標識を表示するとともに、ゼブラマーク等により区域を表示すること
- エ 待避場所の面積は、おおむね50㎡以上とすること

(6) 消防用設備等（緊急離着陸場のみ）

緊急離着陸場付近には次により消火器及び連結送水管を設置すること

- ア 消火器は、一般火災に対しては2以上、かつ油火災に対しては3以上の能力単位を有する泡又は強化液消火器を1本以上設置すること
- イ 連結送水管の放水口は単口型とし、ホース（φ65mm×20m）2本以上、噴霧切替ノズル（口径23mm）1本の放水用器具を備えた格納箱を設置すること

(7) 連絡装置

待避場所付近に、屋上と防災センター等とが連絡できる非常電源を有するインターホン等の連絡装置を設置すること。

なお、非常電話を連絡装置とする場合は、消防法施行令第24条に掲げる放送設備の起動装置とならないようにすること

6 緊急救助用スペースの設置基準

緊急救助用スペースは、次の各号に掲げる基準により設置するものとする。

(1) 大きさ、構造等

ア 緊急救助用スペースの長さ及び幅は、原則としてそれぞれ10メートル以上とすること

イ 緊急救助用スペースには、黄色の蛍光塗料又は黄色のビーズ入りトラフィックペイントで緊急救助用スペースの境界線、**(R)**の標識及び認識番号を別図4・5に基づき表示すること

なお、認識番号は緊急救助用スペース本体の着工後に指定する。

ウ 床面の強度は、通常床強度とすること

エ 床面の構造は、次によること

(ア) 床面の構成はプラットホーム式、通常床式又はグレーチング方式のいずれかとし、床面は滑り防止の措置を施すこと

(イ) 床面の最大縦横勾配は、消防活動に影響しない程度の表面とすること

(2) 夜間照明設備

前記5.(2)の基準に基づき設置すること。

なお、境界灯は埋込型又は地上型とし、緊急救助用スペースの境界線の中心から外側1.5メートル以内に等間隔に8個以上設けること

(3) 転落防止施設

前記5.(3)の基準に基づき設置すること

(4) 待避場所

前記5.(5)の基準に基づき設置すること

(5) 連絡装置

前記5.(7)の基準に基づき設置すること

7 屋上出入口の構造等

屋上の出入口は、次の各号に掲げる基準による構造とすること

(1) 屋上の出入口と緊急離着陸場等は原則として段差のない通路で連絡すること

(2) 屋上出入口は、避難階段及び非常用エレベーター等と有効に通じていること

(3) 屋上出入口の扉は、内部及び外部から非常解錠できる構造とすること

- (4) 階段室の屋上部分には、附室、前室等緩衝空間を設置すること
- (5) 屋上出入口の扉の内側に、緊急離着陸場等へ至る経路を示した案内標識を掲出すること（図 6 参照）
- (6) 高度医療施設の屋上出入口は、担架、ストレッチャー等が通行できるために必要な幅員を確保すること

8 排煙排出口の位置

屋上等に機械排煙設備の排出口を設置する場合は、排出された煙により消防活動や避難に支障とならないよう配置すること

9 非常用エレベーター

非常用エレベーターのある建物は、原則として 1 基以上の非常用エレベーターを屋上に着床させること。

また、高度医療施設にあつては、非常用エレベーターのかごの内寸は担架、ストレッチャー等を収容できる大きさとする。

10 屋上緑化導入の場合の設置基準

屋上緑化を導入する建設計画に係る緊急離着陸場等の設置基準については、別に定めるものとする。

11 維持管理

緊急離着陸場等に係る各施設については、消防活動を行う際に有効に活用できるよう適正に維持管理すること

12 基準の特例

緊急離着陸場等の設置については、消防局長又は消防署長が防火対象物の位置、構造及び設備等の状況から判断して、この基準によらなくとも消防活動上支障がないと認めるときは、この基準によらないことができる。

13 図書の提出

(1) 緊急離着陸場等設計届

緊急離着陸場等を設置するときは、建物本体着工までに当局と事前協議を行い、次の各号に掲げる図書を各 4 部（正 3 部、副 1 部）提出すること

ア 緊急離着陸場等設計届出書（第 1 号様式）

イ 配置図（建物敷地周辺を含むもの 1/500 以上）

ウ 各階平面図（1/500 以上）

エ 進入表面、転移表面の水平投影図（図 1・2 参照）

(ア) 進入表面、転移表面全体が投影された周辺全体図（1/2, 500 以上）

(イ) 建築物の屋上（緊急離着陸場等の設置階）の詳細平面図

(1/200 以上)

オ 進入表面、転移表面の断面図 (図 1・2 参照)

建築物の屋上部分のみに係る、進入表面、転移表面 2 方向からの詳細断面図 (1/200 以上)

カ 夜間照明設備、連絡装置の配置図 (詳細平面図に明記も可) 及び各仕様書等

(照明設備照度計算書、非常電源連続運転計算書を添付すること)

キ 緊急離着陸場設置の場合は次の図書等も添付すること

(ア) 着陸床面強度計算書

(イ) 燃料流出防止施設の構造書又は仕様書等

(ウ) 消防用設備等の配置図 (詳細平面図に明記も可) 及び仕様書等

(2) 緊急離着陸場等設置届

緊急離着陸場等の設置を完了したときは、消防署長の行う完成検査を受けるまでに、設計届出書において当局より指導を受けた箇所を修正のうえ、緊急離着陸場等設置届出書 (第 2 号様式) を 4 部 (正 3 部、副 1 部) 提出すること。なお、添付図面は努めて A 3 版とすること。

ア 緊急離着陸場等設置届出書 (第 2 号様式)

イ 前記 (1). イ～キに掲げる図書 (指導事項を修正したもの)

(3) 緊急離着陸場等届出事項変更届

緊急離着陸場等の設置後、本設置基準に係る変更点が生じた場合は、当局と事前協議のうえ緊急離着陸場等届出事項変更届出書 (第 3 号様式) を 4 部 (正 3 部、副 1 部) 提出すること

ア 緊急離着陸場等届出事項変更届出書 (第 3 号様式)

イ 変更に係る図面等 (配置図、平面図、断面図等)

14 庶 務

この基準の実施についての庶務は、大阪市消防局警防部警防課 (水利) において行う。

電話 (06) 4393-6491

(附則 平成 2 年 1 1 月 1 4 日 制 定)

(附則 平成 8 年 3 月 1 日 一部改正)

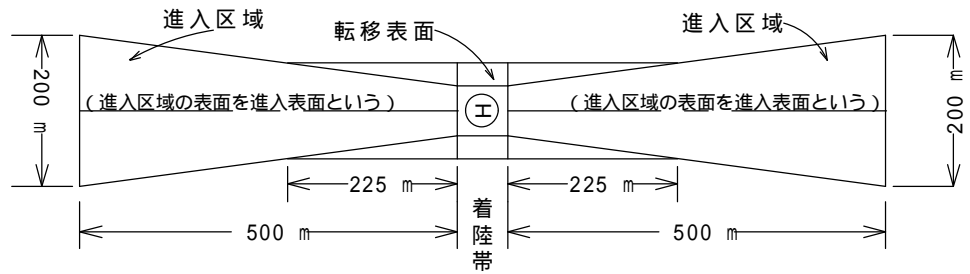
(附則 平成 1 9 年 5 月 1 0 日 一部改正)

(附則 令和 2 年 4 月 1 日 一部改正)

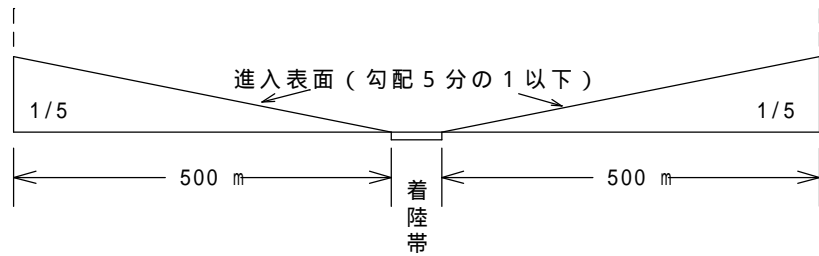
(附則 令和 3 年 4 月 1 日 一部改正)

緊 急 離 着 陸 場

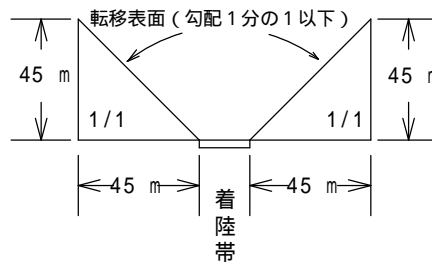
平面図



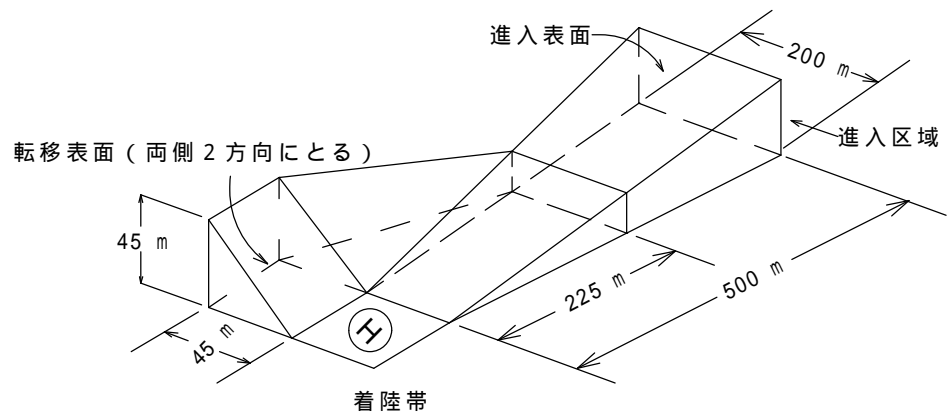
進入表面断面図



轉移表面断面図

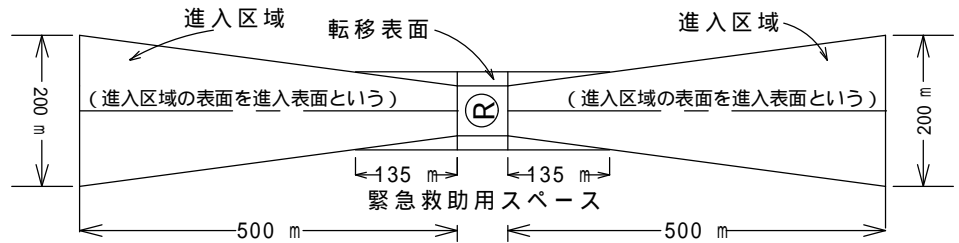


立体図



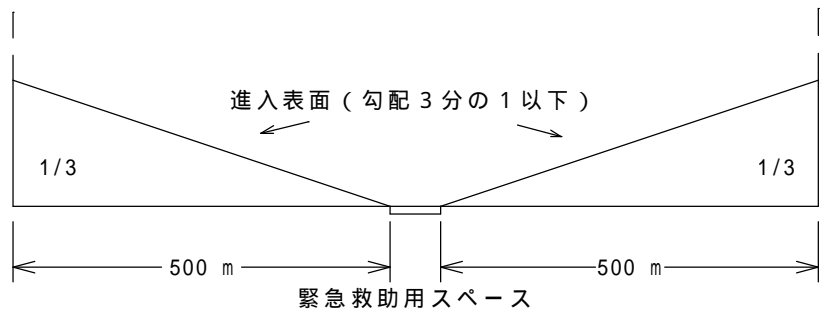
緊 急 救 助 用 ス ペ ー ス

平面図



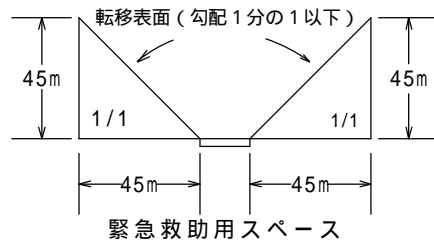
進入表面断面図

垂直上方に
5mまで移行可能

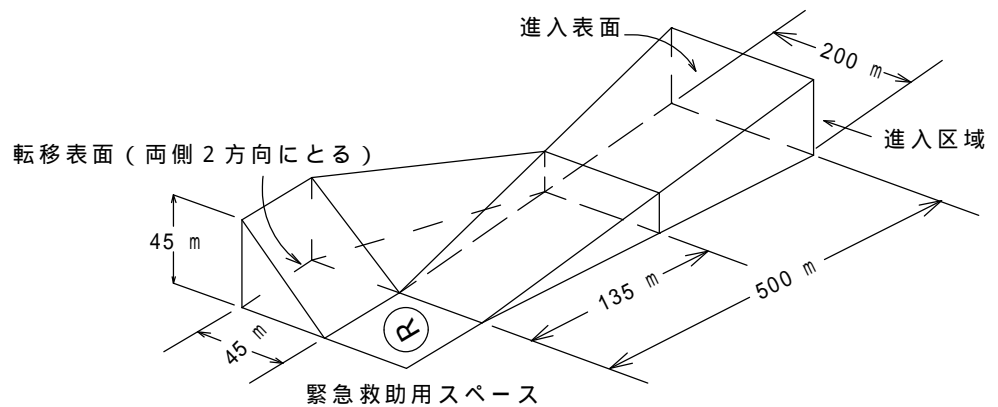


転移表面断面図

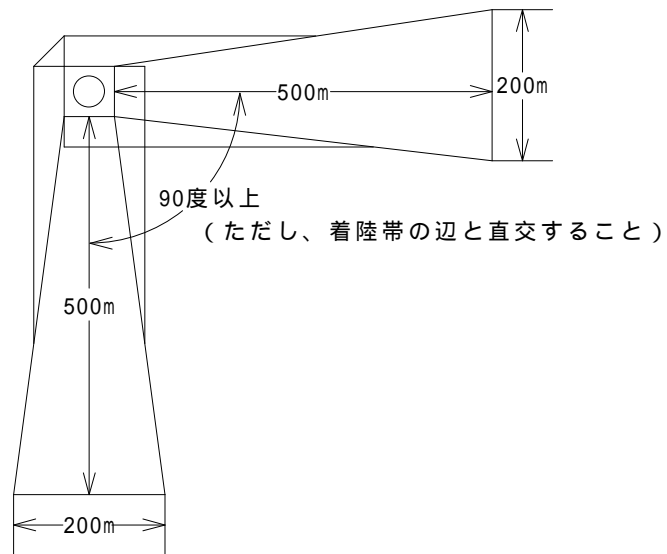
垂直上方に
5mまで移行可能



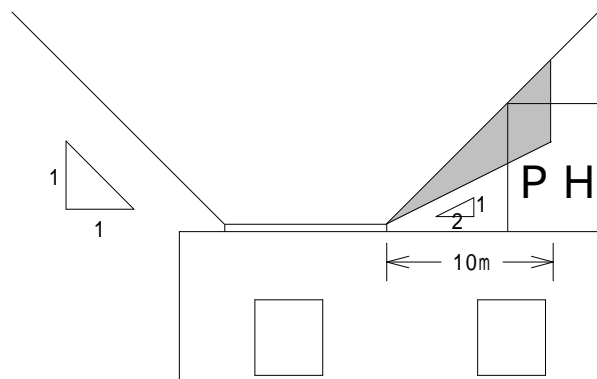
立体図



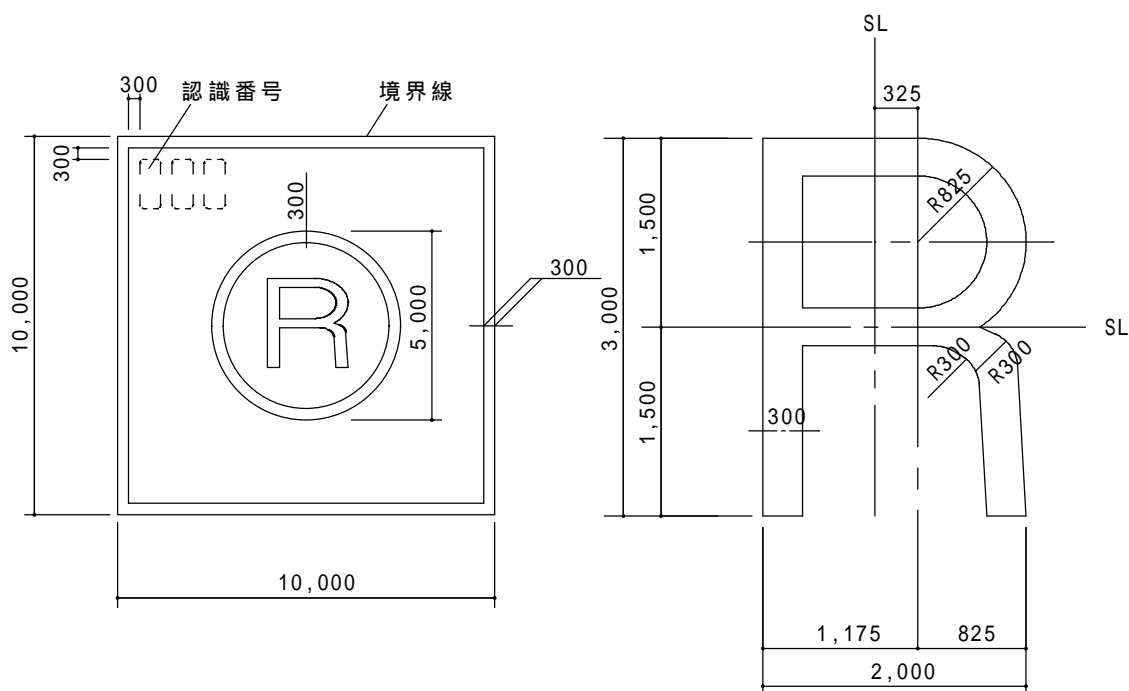
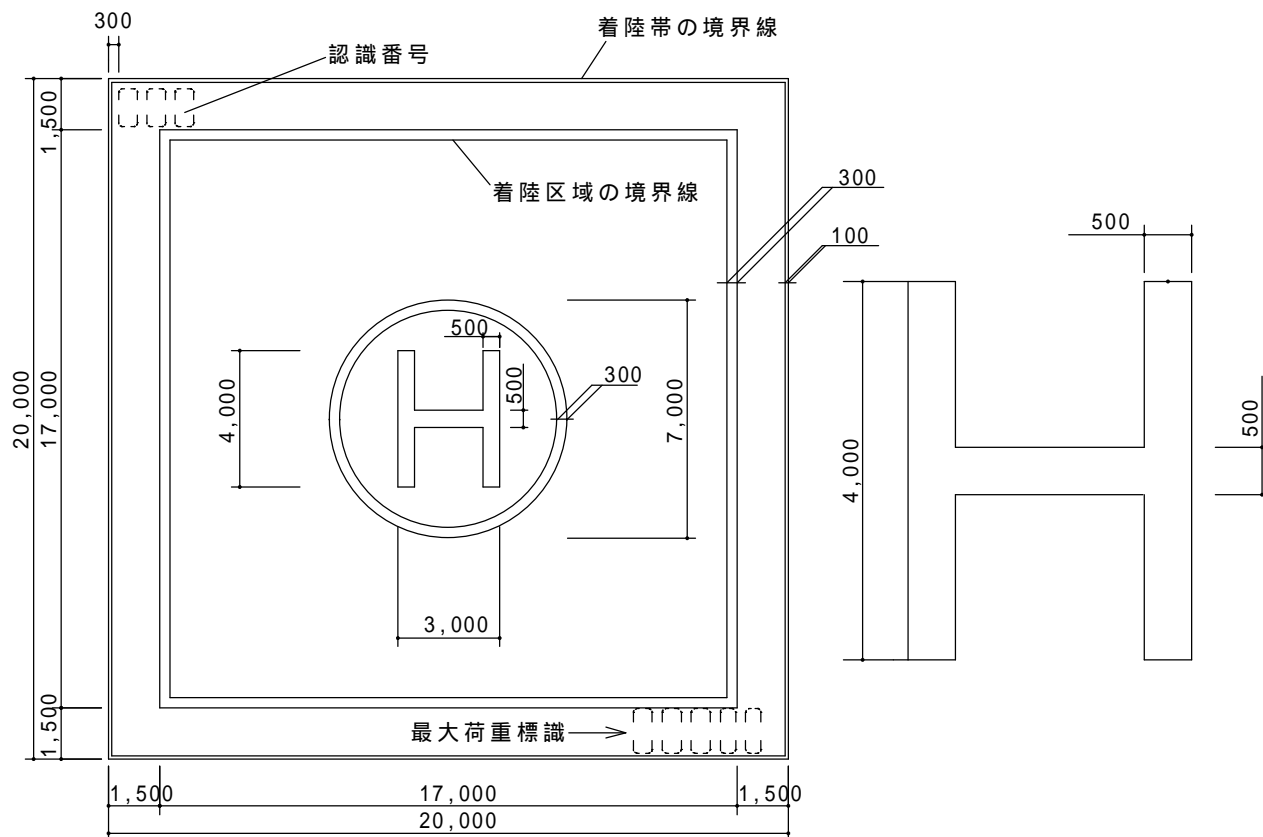
(1) 進入表面が直線にとれない場合



(2) 夜間視認処置を必要とする物件等

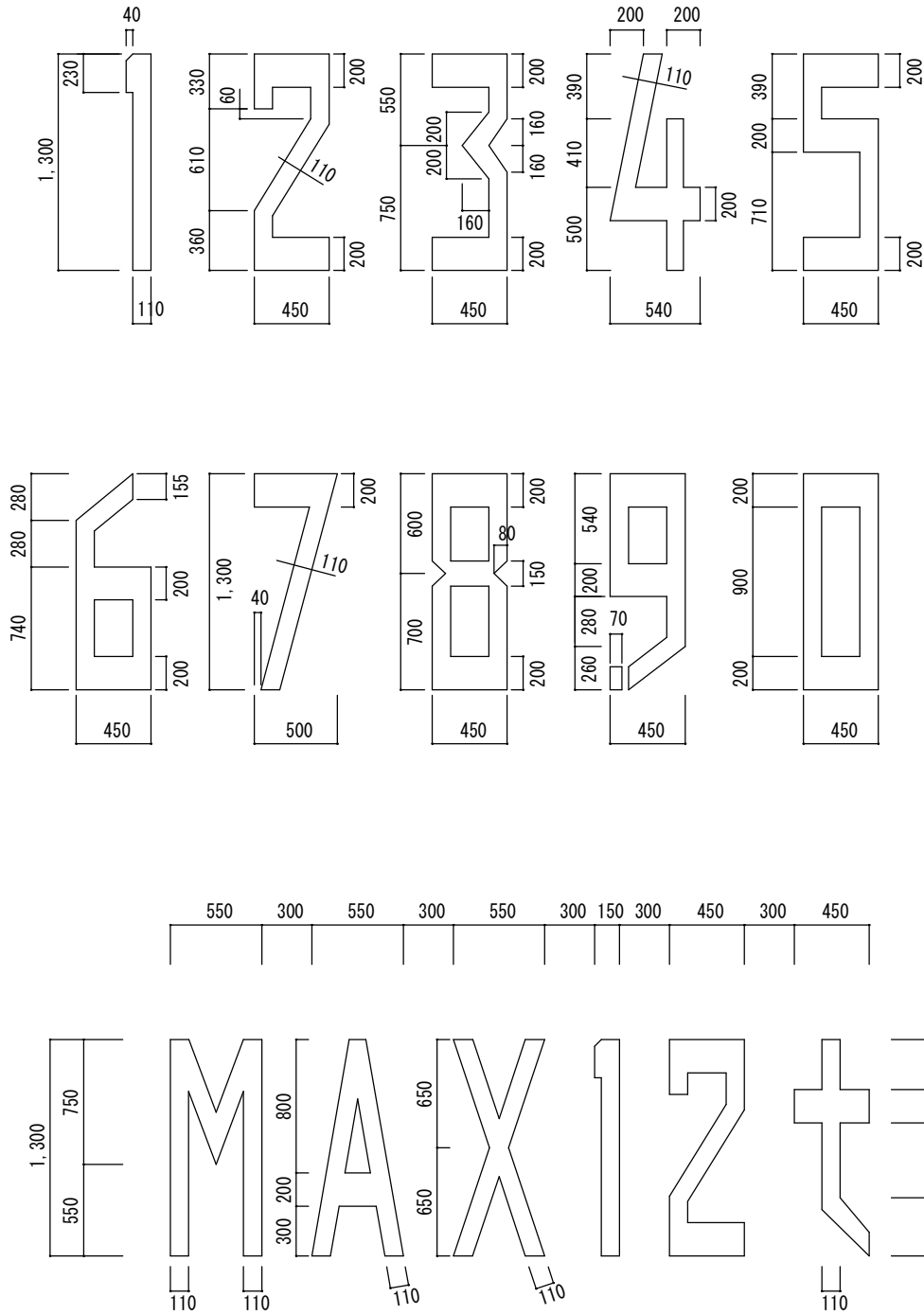


緊急救助用スペースの場合は、転移表面を
垂直上方5mまで移行可能



単位はmmとする。

認 識 番 号 図 面



待避標識

緊急用ヘリコプターが接近したら
この場所に待機して下さい

- (1) 標識の大きさは、1,250 mm×350 mmとすること
- (2) 標識の材質は問わない。(床に直に記載してもよい。)
- (3) 白地に赤枠とし、文字は赤色とすること
- (4) 文字の大きさは、75 mm角とし、字体はゴシックとすること
- (5) 枠、文字の幅については問わない。

案内標識

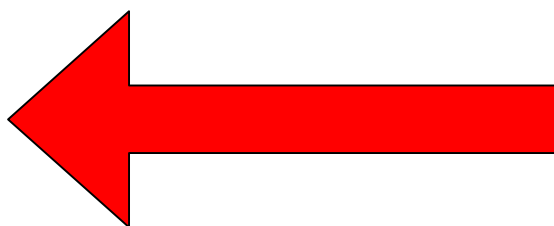
- (1) 原則として白地に文字及び矢印は赤色とする。
(矢印の方向等は、設置する場所に応じて適時変更すること)
- (2) 標識の大きさ、材質及び文字の大きさ、字体等は問わない。
- (3) ホテル等については英文併記が望ましい。

緊急離着陸場「EMERGENCY HELI PORT」

緊急救助用スペース「EMERGENCY RESCUE SPACE」

※ 緊急救助用スペースの場合は、「ヘリコプター緊急救助用スペース」と表示すること

ヘリコプター緊急離着陸場



緊急離着陸場等設計届出書

年 月 日

大阪市消防局長様

事業者(設計者)住所

電話

氏名

緊急離着陸場等の設置計画について、次のとおり届け出ます。

届出番号

種 別	緊急離着陸場 <input type="checkbox"/>		緊急救助用スペース <input type="checkbox"/>	
名 称				
所 在 地				
設 計 者 名称・所在地	TEL()			
施 工 者 名称・所在地	TEL()			
建 築 物 構造・規模等	用 途		構 造	
	面 積	建 ㎡ ・ 延		㎡
	階 数	地上	階、地下	階、PH 階
	軒 高 さ	m	最高高さ	m
屋上に通ずる階段数 () 屋上扉の施錠方法：内 () 外 ()				
非常用E V設置数 () 屋上着床の有無： 無 ・ 有 () 基				
H・R床面構造等	構造 () ・ 大きさ () m × () m ・ () t 耐圧			
脱落転落防止	手摺・袖壁・金網・傾斜床	待避場所面積		㎡
着陸区域 照 明 設 備	照 明 灯 数		機種() ・ 光度() cd ・ 使用電球() w	
	境 界 灯 数		機種() ・ 光度() cd ・ 使用電球() w	
消防用設備等	消火器(基) ・ 連送放水口(単口： 口) ・ 連絡装置種別()			
その他設置設備				
竣工予定年月日	年 月 日 予定			

緊急離着陸場等設置届出書

年 月 日

大阪市消防局長様

事業者住所

電話

氏名

緊急離着陸場等の設置完了について、次のとおり届け出ます。

認識番号

種 別	緊急離着陸場 <input type="checkbox"/>		緊急救助用スペース <input type="checkbox"/>	
名 称				
所 在 地				
設 計 者 名称・所在地	TEL()			
施 工 者 名称・所在地	TEL()			
建 築 物 構造・規模等	用 途		構 造	
	面 積	建 延		m ² m ²
	階 数	地上 階、地下 階、PH		階
	軒 高 さ	m	最高高さ	m
屋上に通ずる階段数 () 屋上扉の施錠方法：内 () 外 ()				
非常用E V設置数 () 屋上着床の有無： 無 ・ 有 () 基				
H・R床面構造等	構造 () ・ 大きさ () m × () m ・ () t 耐圧			
脱落転落防止	手摺・袖壁・金網・傾斜床		待避場所面積	m ²
着陸区域 照 明 設 備	照 明 灯 数		機種() ・ 光度() cd ・ 使用電球() w	
	境 界 灯 数		機種() ・ 光度() cd ・ 使用電球() w	
消防用設備等	消火器(基) ・ 連送放水口(単口： 口) ・ 連絡装置種別()			
その他設置設備				
防災センター等緊急時連絡先：() TEL ()				
竣工年月日：	年	月	日	消防同意： 年 月 日 第 号

緊急離着陸場等届出事項変更届出書

年 月 日

大 阪 市 消 防 局 長 様

所有者住所 _____

電話 _____

氏名 _____

緊急離着陸場等の設置届出事項に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

		認識番号
種 別	緊急離着陸場 <input type="checkbox"/>	緊急救助用スペース <input type="checkbox"/>
名 称		
所 在 地		
竣 工 年 月 日		
変 更 事 項		
変 更 理 由		
添 付 書 類		

ヘリコプター屋上緊急離着陸場等設置指導基準細目

1 設置対象物及び設置区分について

医療機関への緊急離着陸場等の設置にあたっては、高度医療施設以外のものについても可能な限り緊急離着陸場とすること【基準3(3)】

2 進入表面について

進入表面の中心線の方法は、緊急離着陸場等の辺と直行させること【基準4(1)】

3 着陸帯等について

(1) 緊急離着陸場等の認識番号は、おおむね消防の完成検査の1か月前頃、設置届出書提出の際に指定する。ただし、設置工事の工程等により早期の指定が必要な場合は庶務担当まで申し出ること【基準5(1)イ】

(2) 着陸帯等の構造については、次のとおりとする。【基準5(1)イ・エ、6(1)イ】

ア 通常床式とは、建築物屋上床に直接着陸帯等を設置するものをいう。

イ プラットホーム式とは、建築物屋上床の上部に、別に着陸帯等用に床を設け、屋上床と着陸帯等床との間に空間を設けたものをいう。

ウ グレーチング方式とは、床面構造をプラットホーム式とした場合の床を、グレーチング、エキスパンドメタル等の床材により設置したものをいう。

エ 床面構造をグレーチング方式とした場合、着陸帯標識等は直接床材に塗料等で表示してよい。ただし、グレーチング等の網目の大きいもの場合は、上空からの視認性を高めるため、塗色する部分を平板なプレートで補うか、又は網目の側面まで塗色する等の措置を講じること

オ 「H」又は「R」の表示方向は、進入方向から確認できる向きとすること

カ 緊急離着陸場の床をグレーチング方式とする場合は、原則としてグレーチング床の直下全面に、燃料流出防止施設に接続され、かつ風が上下方向に流通しない構造の専用のパン等を設置すること。

ただし、着陸区域の外周部分については専用のパン等を設置しない構造も可能とするが、この場合、パン等のないグレーチング部分から燃料が落下することがあった場合でも、燃料が屋上の強風により飛散する恐れや、屋上の排水口に直接流入することのない構造とすること

4 夜間照明設備等について

(1) 着陸区域照明灯について【基準5(2)ア、6(2)】

着陸区域照明灯は、着陸帯等の床面中央に描かれた標識円内のおおよそ全部の範囲において10ルクス以上の照度を確保するとともに、緊急用ヘリコプターの進入方向とは対向しない配置とすること

(2) 非常電源について【基準5(2)ウ、6(2)】

非常電源に使用する自家発電設備は「自家発電設備の基準を定める件」(昭和48年消防庁告示第1号)並びに「消防用設備等の設置に係る運用基準」(以下「運用基準」という。)第6章第4(自家発電設備)の規定を満足させること。

なお、運用基準本文中の「消防用設備等」には緊急離着陸場等の夜間照明設備も含まれるものとして読み替えるとともに、特に次の点に留意すること。

ア 一般社団法人日本内燃力発電設備協会の認定品を使用する場合は、長時間型の認定品を使用すること

イ 自家発電設備の燃料容量は、運用基準第6章第4.3.(3)、(4)の規定により自家発電設備出力算定の対象となるすべての負荷を、4時間以上連続運転可能とする容量とすること

5 脱落転落防止施設について【基準5(3)、6(3)】

屋上避難者、消防隊員等の転落危険が極めて小さいと認められる場合を除き、手すり壁、さく、若しくは金網による場合、その高さは1.1メートル以上とすること。また、緊急救助用スペースにあつては傾斜床以外の構造とすること

6 燃料流出防止施設について【基準5(4)】

(1) ためます、側溝、又は屋上部分等を利用して、流失した燃料等を貯留する場合は、いずれの場合も1,000リットル以上溜めることができるとし、最終のためます等には、堅樋(雨水排水口)に燃料が流れ込まないように、蓋又はバルブを設けること。この方法をとる場合、緊急時のバルブ等の操作要領を屋上待避場所付近及び防災センターに掲示しておくこと

(2) プラットホーム式の緊急離着陸場にあつては、当該部分の雨水、流出した燃料等はすべて専用の排水管に集水し、ガソリントラップ等を経由したうえで排水される構造とすること。

なお、2基以上に分割してガソリントラップ等を設置する場合は、排水管でそれぞれを直列につなぎ、合計で1,000リットル以上の燃料を分離できる構造とすること

7 待避場所について【基準5(5)、6(4)】

(1) 待避場所範囲内は緊急時の事故防止のため、床面段差やビーム等の障害物が無いものとする。また可能なかぎり進入表面直下への配置は避けること

- (2) 待避場所をやむを得ず建物内に設置する場合は、屋上出入口への直近でかつ火災による煙の影響を受けない場所とすること

8 消防用設備等について【基準5(6)】

連結送水管等の消防用設備については、緊急離着陸場上で使用しやすい位置に設置すること。また格納箱から着陸帯まで距離がある場合は、着陸帯上で使用するのに必要な長さ以上の本数のホースを備えること

9 屋上出入口の扉について【基準7(3)】

緊急離着陸場等から建物内に通じる扉についてはすべて、火災時等、外部からは消防隊員が、内部からは屋上避難者等が通行できるように、自火報連動及び防災センサー等での解錠操作が可能な電気錠、又は破壊錠等の非常解錠できる構造のものとすること

10 待避標識・案内標識について【基準5(5)、7(5)】

- (1) 待避標識は、設置指導基準に基づき待避場所付近に表示し、その設置位置を詳細平面図等に明記すること
- (2) 案内標識は、建物内最上階から屋上へ通ずる階段の最初の扉、及び非常用エレベーターが着床する最上階のロビーから緊急離着陸場等へ至る要所々に設置し、その設置位置を詳細平面図、各階平面図等に明記すること
- (3) 案内標識のデザイン等については、案内標識としての機能を保つものであれば、建物内の内装デザイン等に調和させたものでも可能とする。

11 非常用エレベーターについて【基準9】

- (1) 非常用エレベーターの着床を屋上直下の階までとする場合は、非常用エレベーターロビーから屋上出入口までの間が、火災時の煙の影響を受けず有効に通じている構造とすること
- (2) 高度医療施設に設置する非常用エレベーターは、着陸帯から直接又はスロープ等を使用して、ストレッチャー等が乗り込める構造とすること

12 屋上緑化の導入について【基準10】

屋上緑化を導入する場合の、緊急離着陸場等の設置基準については次のとおりとする。

(1) 床面仕上げ

着陸帯及び待避場所の床面仕上げは、芝や苔類等の地被植物とし、消防活動上支障とならない平坦なもので、かつ、ヘリコプターのダウンウォッシュ（最大瞬

間風速：2.2 m/sec 程度) により飛散しないようネット等で覆うなどの飛散防止措置を講じること（ネットを使用する場合、網目の大きさ等については引っ掛けて転倒するなどの恐れがないよう考慮すること）

(2) 着陸帯標識等

着陸帯等には、設置指導基準に基づき境界線、着陸帯標識等を表示すること。

また、境界線、着陸帯標識等の表示及び境界灯の照明を隠蔽又は識別を妨げることをしないよう、定期的な維持管理を行うこと

(3) 待避場所

待避場所を緑化し、ゼブラマーク等でその区域を表示できない場合は、待避標識とともに待避場所区域を明示した表示図等を掲示するなど、屋上避難者等が容易にその区域を判別できるような措置を講じること

(4) その他

ア 屋上に樹木等を設ける場合は、進入表面及び転移表面に干渉しない高さのものとすること。また、定期的に手入れを行い、常に適正な状態を維持すること

イ 着陸帯及び待避場所の周辺に低木の樹木等を設ける場合は、ベルトで固定するなどの飛散防止措置を講じること。また、その他の屋上緑化植物についても、高層建築物屋上の強風を考慮した飛散防止措置を講じること

13 維持管理について【基準 11】

転落事故等の防止のため、緊急離着陸場等への平常時の立ち入りを禁止する措置を講じること。

なお、屋上緑化等により通常に緊急離着陸場等への立ち入りを認める場合は、転落事故等の防止対策はもちろんのこと、設備の維持管理についても十分に注意を払うこと

14 事務処理手順等について

緊急離着陸場等の設置に係る事務手続き等については次のとおりとする。

(1) 消防局担当者

大阪市消防局 警防部 警防課 (水利)

〒550-8566 大阪市西区九条南1丁目12番54号

TEL 06-4393-6491

FAX 06-4393-4750

(2) 事務処理フロー

① 建築物の建設計画が緊急離着陸場等の設置対象基準に該当

(設置指導基準3を参照)



② 緊急離着陸場等設計届の提出

- * 消防局担当者と事前協議を行い、「緊急離着陸場等設計届」を提出する。
(設置指導基準 13(1)を参照)
- * 建物本体の着工までに提出すること
(緊急離着陸場等を設置するために、建物本体の建設計画に変更が必要になる場合があるので、提出時期については注意すること)
- * 事前協議等の日程調整については事前に電話連絡等を行うこと



③ 緊急離着陸場等設計届出書の審査

- * 消防局担当者により、設計届出書を審査した後、副本を1部返却します。
(審査については1週間程度とし、終了後電話連絡を行いますので日程等を調整のうえ、副本を受け取りにお越しく下さい。その際、指導事項等の説明を行います。)



④ 緊急離着陸場等設置届の提出

- * 設計届出書で指導を受けた箇所を修正のうえ、「緊急離着陸場等設置届」を提出する。(設置指導基準 13(2)を参照)
- * 提出時期は、消防の完成検査を受けるおおむね1か月前頃とする。
- * 消防局担当者により、設置届提出のその場で修正箇所を確認し、「認識番号」を指定のうえ副本を1部返却します。
(設置工事の工程等により、認識番号の早期の指定が必要な場合は消防局担当者まで事前に申し出てください。)
- * 提出の日程等については事前に電話連絡等を行うこと



⑤ 緊急離着陸場等の完成検査

- * 所轄消防署の行う建物の完成検査に合わせて、消防局担当者により緊急離着陸場等の完成検査を行います。不備事項等がある場合、その場で口頭指導を行いますので、是正後写真報告等を行うこと



⑥ 維持管理

- * 各施設は適正に維持管理を行い、施設に変更が生じる場合は事前協議を行い、必要ある場合は「緊急離着陸場等届出事項変更届」を提出すること



大阪市消防局 警防部 警防課

大阪市消防局 警防部 航空隊